

Title	明治初期の地価変動について：田地を中心として
Sub Title	
Author	金丸, 平八
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.6 (1948. 6) ,p.344(46)- 356(58)
JaLC DOI	10.14991/001.19480601-0046
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19480601-0046

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初期の地價變動について

—田地を中心として—

金 丸 平 八

地租改正に當つて劃期的改革の一つと謳はれた法定地價の設定も、その算定基礎たる純收益については幾多の矛盾を内藏してゐた。従つてかゝる法定地價を課税標準とする新地租が、農民の期待せる希望と光明とを與へ得なかつたのは當然である。この事實は、地租改正の方向が基本的には「舊來ノ歳入ヲ減セサルヲ目的トシ」と同時に、地價の終局的決定に採用された手段が或は入札であり、時には官憲の壓力さへ加へられたこと(註一)を考へ併せるならば十分理解出来やう。それ故に、新地租を繞つて各地に農民騷擾が惹起されたのであつた。

然し乍ら法定地價決定の上に描き出された矛盾は、明

治政府の性格を反映したものであつた。即ち大膽な表現が許されるならば、地租改正は原始蓄積の槓杆的役割を擔當せしめる前提の下に、地主階級の保護を目的として行はれたものである。地主階級は巨額な地租改正費の約七〇%以上(註二)を負擔する代償として、小作料の確保を政府に保證せしめた。その結果金納地租と物納小作料とが並存し、而も兩者の依據するところが前者は法定地價に、後者は賣買地價にと、全然異なるものであつたが故に、兩地價の乖離は地主階級に一層有利に作用した。この事は逆に、小農、自作農の没落を意味する。政府と雖もかゝる變動の結果に對して全然盲目であつたわけではない。それ故に、地價を賣買の度毎に改正し、兩者の乖離を阻止せんとしたのであつた。(註三)然し

かゝる意圖も明治七年五月の太政官布告第五百十三號により潰え(註四)、十三年五月の地價五年間据置の措置を経て、十七年三月制定の新地租法が舊條例の第六、八章(註五)を削除するに及んで、地租百分ノ二個半の固定化と共に、法定地價はその後昭和六年地租法の改正に至る迄遂に改訂されることなかつたのであつた。

かくて地主階級は地租と小作料との差益を收めるに止まらず、更に米價騰貴を直接原因とする地價騰貴小作料の騰貴を通じて、その收取關係を複雑且強固ならしめたのである。かゝる觀點よりすれば、明治六年の地租改正に表現された國家、地主、小作の取得分の比率は、十年の減租乃至は單純なる米價騰貴による變貌に止まることなく、更にこれに伴ふ小作料の高騰を併せ考へねばならない。これに依り地主の富有化は一層明瞭な姿を現すであらう(註六)

かゝる考察への前提として以下に明治初年に於ける地價の變動を觀察して見よう。

(註一) 地租改正條例・地方官心得之内、第十章參照(明治初期財政經濟史料集成・以下單に集成と記す。二七六頁) 明治六年七月廿八日大藏省達。
特に官憲の壓力に關しては、小野・土屋編著「明治初年農

明治初期の地價變動について

民騷擾錄」一一一頁と共に、これ等の有力な背景となつた。地方官心得第十一章(集成・二七六頁)を同時に考察されねばならぬ。第十章の競賣制は收益地價の嚴正さを破壞せる一つの現れでもある。

(註二) 集成、一四〇―一五〇頁。

(註三) 小野道雄著「近世日本農村經濟史論」三〇六頁、一註一六參照。集成三四〇參照。

(註四) 小野、前掲書、三〇六頁參照。

(註五) 第六章は集成、二七六頁。同第八章は前出。

(註六) 平野義太郎著「日本資本主義社會の機構」二八、三〇、三七頁參照。然し乍ら其の何れもが六年の檢査例に於ける基本的比率を變更してゐないことを注意。

今此處に取扱ふ資料は東京經濟雜誌の調査に係り、該誌第一九〇號(明治一六・一一・二四)より第二〇六號(明治一七・三・二二)に亘り掲載されたものである(但し東京の分は第二三二號(明治一七・九・二〇)の纂集表に依る)。従つて資料的價値は完全なものでないとしても、此の種資料の缺乏に惱む現在にあつては、十分參考になり得るものと考へる。

調査範圍は東京・大阪の兩府他廿一縣に及び、調査對稱は廣く地價一般に置かれてゐる。然し乍ら採用せる調

明治初期の地價變動のシテ

第一表 關東地方

年	神奈川縣	茨城縣	栃木縣	千葉縣	東京都
明治11年	110.00	30.00	20.00 25.00 26.00	55.00	70.00
12年	247.50	40.00	36.00 37.00	49.00	70.00
13年	200.00	60.00	50.00 以上	80.00	100.00
14年	270.00	80.00	70.00 80.00	85.00	150.00
15年	220.00	50.00	30.00 40.00	73.00	70.00
16年	116.00	20.00	20.00 以內	50.00	60.00
平均	59.908	※ 65.609	凡 62.00	※ 71.546	48.00
標準	45.50	25.00~30.00	63.00	63.00	80.00

查形式が寄書といふ形態をとつてゐる爲に、其の調査が各府縣全般の地價に迄擴げられることなく、一部地方に限られてゐる。更に全般的地價を其の調査對稱となしたにも拘らず、僅に神奈川縣が横濱港内に於ける市街宅地々價を報ずるに止まり、他は全て田・畑の地價に限定されてゐる。報告の形式は各郡或は各村に於ける上中下田乃至は畑に付き夫々地租改正價格（法定地價）と當時の賣買價格とを掲げ、明治十一年より十六年に至る賣買地價の變動狀況を最高・最低の兩種に分つて示し、これに簡単な説明を添えてゐる。その説明は十分に變動の理由を示すものでないとしても、各地方に於ける特殊事情と共に、鋭い

觀察と批判とを含んでゐるものと言ひ得る。以下各報告を便宜上五地區に分ち、變動の狀況と併せて之が簡単な解説を試みる。表中(a)は法定地價、(b)は賣買地價、當該府縣の左枠内は最低賣買地價、右枠内は最低賣買地價を示す。地價の變動狀況は中田一反歩を標準として採用し中田の示されざる場合のみ平均價格或は上・下田のそれを採用した。尙各表に附された。記號は、※は上田(一等田)の價格を示し、※※は水田とのみ記してあつて其の等級は不明なものである。畑地に關しては他の機會に譲ることとした。煩を避けるの意に外ならない。

第一表 補註

- 一、神奈川縣。下久良岐郡の數字。他に横濱港内市街地及一般平均價格(耕地なるか宅地なるか乃至は土地一般の平均なるか不明)を報告してゐる。
- 二、茨城縣。常陸國河内郡長峰村の數字。同時に龍ヶ崎市中の米價の仕切相場を報告してゐる。
- 三、栃木縣。中田一反歩足利郡西部沿道の村落即ち上野の國境(即小俣村)に至る六ヶ村の平均數字。他に同縣上田、下田の數字更に足利近傍の狀況を報告してゐる。
- 四、千葉縣。上總國よりの報告數字。
- 五、東京都。前述の如し。

明治初期の地價變動について

六、神奈川縣米價變動表。

(集成附錄一五、各府縣米價表より)

年度	石當り價格	年度	石當り價格
3	7.00	10	5.40
4	4.20	11	6.30
5	4.10	12	8.00
6	5.40	13	10.50
7	7.10	14	11.10
8	5.00	15	9.20
9	4.80	16	6.40

第二表 補註

- 一、長野縣。更科郡稻荷山町の報告數字。他に十一年と十五年の同町人口數も示してゐる。
- 二、愛知縣。愛知郡名古屋村邊の數字。他に三河國渥美郡より地種不明の報告がある。
- 三、静岡縣静岡近傍の地價を示す。
- 四、山梨縣。甲府近傍の地價。他に郡内(南、北都留郡)の地價並に甲斐絹の谷村・猿橋の取引相場に付て報告してゐる。
- 五、岐阜縣。安八郡蛇池村の地價。他に大垣より上田一反歩の平均地價の報告がある。
- 六、三重縣。一志郡の地價。他に朝明郡、桑名郡の上田に關する地價が報告されてゐる。

第二表 中部地方

a	長野	野	愛知	靜岡	山梨	岐阜	三重
	※ 63.482	90.00	90.00	60.00	※ 40.00	※ 凡 50.00	86.00餘
b	90.00	22.00	23.00	75.00	40.00	凡 50.00	
	明治11年	100.00	100.00	50.00	60.00	60.00	55.00
12年	100.00	100.00	80.00	60.00	80.00	75.00	60.00
13年	175.00	150.00	200.00	150.00	100.00	120.00	70.00
14年	200.00	175.00	200.00	240.00	200.00	130.00	97.00
15年	250.00	225.00	130.00	195.00	200.00	100.00	60.00
16年	175.00	100.00	70.00	100.00	60.00	40.00	37.00

三重縣

a	※ 85.00	11	12	13	14	15	16
b	25.00~10.00	65.00	70.00	85.00	150.00	70.00	50.00

朝明郡大矢知村近傍

a	※ 96.00	11	12	13	14	15	16
b	35.00	38.00	65.00	300.00	250.00	85.00	32.00

桑名郡東方村近傍

第三表 中國・山陰地方

a	大阪府	兵庫縣	廣島縣	鳥取縣	島根縣
	※ 2,825	※ 69.20~40.00	※ 85.00	※ 75.40	凡 50.00
b	65.00	75.00~60.00	85.00	85.00	凡 65.00
	明治11年	90.00	79.50	85.00	95.00
12年	130.00	100.00	81.40	85.00	60.00
13年	200.00	140.00	91.00	80.00	30.00
14年	410.00	400.00	93.00	90.00	80.00
15年	380.00	340.00	142.00	150.00	100.00
16年	220.00	90.00	122.00	70.00	80.00

五、島根縣。津和野、鹿足郡、美濃郡の地價。
六、大阪府。佐加郡由良川筋の中田一反歩の地價を参考に掲る。豊島郡のそれとの差異が著しからざる。

第三表 補註

- 一、大阪府。攝津國豊島郡東山村の地價。他に能勢郡舊倉組谷の地價の報告がある。
- 二、兵庫縣。但馬國出石郡の地價。左枠内は養父郡の極上等田、右枠内は二方郡の一等田の地價。
- 三、廣島縣。沼田、安藝二郡の地價。
- 四、鳥取縣。田幡國法美郡今在家村の地價

明治初期の地價變動に關して

(丹波國南桑田郡東掛村の調査による。)
他に三等田、一等田、上等畑に關する報告あり。

a	66.00	11	12	13	14	15	16
b	68.70	80.00	180.00	150.00	130.00	100.00	70.00
		50.00	65.00	70.00	45.00	40.00	30.00

第四表 東北地方

	宮 城 縣		青 森 縣		福 島 縣	
	a	※ 25.00		41.00		68.153
b	15.00		15.00		120.00	
明治 11年	30.00	20.00	16.00	11.00	120.00	80.00
12年	40.00	30.00	18.00	13.00	140.00	100.00
13年	60.00	40.00	35.00	18.00	180.00	130.00
14年	110.00	50.00	70.00	30.00	200.00	140.00
15年	70.00	40.00	25.00	25.00	170.00	110.00
16年	40.00	25.00	25.00	15.00	100.00	80.00

第四表 補註
 一、宮城縣。宮城郡の地價。他に名取郡に付き同様報告あり。
 二、青森縣。中津郡堅田村の地價。
 三、福島縣。岩代國掛田よりの報告に依る。

第五表 四國九州地方

	長 崎 縣		德 島 縣		高 知 縣		愛 媛 縣 ₁		愛 媛 縣 ₂	
	a	※ 80.00		70.00		※ 100.00		※ 102.62		※ 97.104
b	40.00		130.00		80.00					
明治 11年	56.00	30.00	120.00		80.00	80.00	92.358	71.834	95.00	30.00
12年	53.00	32.00	200.00		100.00	80.00	114.934	102.620	95.00	30.00
13年	60.00	30.00	180.00		350.00	150.00	205.240	133.538	250.00	100.00
14年	63.00	40.00	130.00		350.00	150.00	307.860	205.240	300.00	120.00
15年	58.00	32.00	80.00		130.00	80.00	236.026	184.716	250.00	100.00
61年	40.00	20.00	65.00		70.00	40.00	102.620	51.310	110.00	40.00

第五表 補註
 一、長崎縣。北高來郡森山村近傍の地價。
 二、徳島縣。阿波國田、畑一反歩平均數字の内中等の部の地價。同時に同縣十一郡の風土地味、田、畑、宅地、市街地、鹽田につき反別、更には山林の景況が報告されてゐる。
 三、高知縣。土佐郡よりの報告に依る。同時に造酒業製製造業の狀況を報じてゐる。
 四、愛媛縣。風早、和氣、温泉、久米、下穴浮、伊豫の六郡を以て松山地方となし、此の各郡の上、下田につき夫々詳細な數字を掲ぐるも、第五表の數字は温泉郡の上田、及び寒川郡津田村の上田の數字、尙此表中最高は最上等地の最高、最低は最下等地の最低、他に愛知郡名古屋村の數字も報告されてゐる。

前述の如く報告地域は各府縣の一部分に過ぎない。従つて諸表に示された數字は、かゝる條件を念頭に置いてのみ始めて考察の對象となり得る。

先づ(a)と(b)とを比較して見ると、十八縣(a)もしくは(b)の記述なき縣を除く)のうち三縣のみが一致し、他の六縣はaがりの上位に、残りの九縣はbがaの上位に置かれてゐる。即ちaとbの乖離は、地租改正當時既に胚胎してゐたのである。周知の如く土地の購

明治初期の地價變動に關して

買價格は、土地の齎す地代をば通例の利率に從つて計算したもの、購買價格である。而も實際には小作農が土地耕作の許可を受けたことに對して、小作料といふ形式で土地所有者に支拂ふ一切のものが、地代として現はれる。従つて賣買地價は、法定地價に課せられたる地租と小作料との差益の大きいと、他産業部門の一般利率との變貌に對應して、具體的には決定される。更に我國に於ては小作料＝現物小作料(田地は主として米穀)なる形態の下に置かれたが故に、田地の賣買地價決定に當つては米價變動が大きく作用する。即ち米價はかゝる形態の下に於ては、土地所有者にとつてその投下資本の利率を規定する。従つて賣買地價は米價を基軸として變動する。

然し乍ら若し明治政府が地價決定に當り、その基礎となる純收益の算定を嚴正に行つてゐたならば、賣買地價と法定地價の乖離は終局的には回避し得るものであつたとはいへ、その當初に於ける上述の如き乖離は見られなかつたであらう。何故ならば、剩餘價値の取得關係は一時的ではあれ一定の限界内に止め得たが故である。それ故に各表に示された法定地價と賣買地價との乖離は、地租改正の不徹底さを示すものでもある。

地租改正が明治六年に令せられたにも拘らず、實際に着手されたのは大體七・八年、そしてそれが一應の完成を見たのは田、畑、宅地にあつては九、十年であつた。(註一)このことは、政府が地租改正に當り出來得る限り地方的特殊事情を考慮せんと努力したことと相俟つて、地價算定を著しく困難ならしむると同時に曖昧ならしめたのであつた。この間の事情は、地價算定に用ゐる米價の決定のみに關しても、明治七年三月の「地價検査ニ取用スル米價及利子ノ比例ヲ議定ス」(註二)五月の「地價検査ニ取用スル米價平均算則ヲ定ム」(註三)及び「改租ノ検査ニ用フル米價ハ五年間貢米平均時價ヲ用キシム」(註四)に端的に窺はれる。この結果は、算定に用ゐる米價が、着手(地租改正)以前の十八ヶ月平均より轉じて十月平均に、更に三轉して五ヶ年平均にと變つたのである。加之前述の如き着手年度の時間的ズレは此の勢に拍車を加へた。一例を神奈川縣に採つて見るならば、検査例第一則に従ひ地租改正が明治八年に行はれたと假定する。そこでは田地一反歩の地價は七五圓六三錢を示すにも拘らず、明治七年に着手されたものとするならば、地價は大約七三圓七八錢となる。(註五)此の差額

の比重は、附表に示された石當價格と對比することに依り明瞭となるであらう。かゝる矛盾が、全國的に否同一縣内に於てすら處を異にして行はれたのである。(註六)他方、假令地價算定のかゝる矛盾を取除き得たとしても、法定地價が決定されるや否や、その算定に用ゐられた米價は既に變動してゐるのである。だが前述の如く表中に示されたαとβとに關する限り、それは純收益算定の正確さに歸せらる可きであらう。でなければ大阪府に示された如き乖離の驚く可き數字は理解し得ないのであるまいか。以上に依り地租改正當時既に惹起された兩地價の乖離は、不徹底の一語に盡きるとはいへ、その具體的内容に至つては検討する可き多くの問題を殘してゐることは明であらう。

以下各表に従ひ、明治十一年以後の變動につき簡単に考察を行ひ、併せて報告された原因について紹介する。第一表は地價の變動が米價のそれに正しく對應せる事實竝に、改正當時賣買地價が法定地價を下廻る現象に依つて特徴付けられてゐる。然し乍らこれ等の原因について見れば、各報告共十分な説明を與へてゐない。例へば織物の景況の持つ重要性を認識しつつも更に一步進めて

これと地價變動乃至農家經濟との關聯に言及することなく(栃木)また農民の窮迫を頼母子講(無盡病)の流行に歸し、(同じく栃木)或は農家没落の原因を收穫期の遅速と納税期との關係に求め、(神奈川)更には土木工事を起し遊宴に溺るゝ故を以て之が原因となす(千葉)等、この事實を裏書きするものである。かゝる原因を以てしては地價變動一般、更には茨城に見られる十四年のみ始めて法定地價を凌駕する現象等は勿論、農家の没落すら何等説明されるものではない。我々はこれ等原因に依つて第一表の數字を眺むるならば、徒に理解の困難を啣つに止まるであらう。

勿論上述の如き諸原因も一概に拒否する可き性質のものではない。だが地價變動の事實はこれ等のみを以てしては十分に説き得ない。然し一般に言はれる如く、或は亦各報告にも散見する如く、西南戦争を頂點とする紙幣の亂發が紙幣の減價をして物價の騰貴を齎し、之に伴ひ米價の高騰が現はれ、従つて地價の騰貴が促進されたとする見解は一應肯首される。だがその爲に、農家が好況の年を迎え鼓腹擊壤も嘗ならなかつたか否かは輕々に結論されてはならない。紙幣の減價は單に米價騰貴のみを

齎すものでないからである。同様に農家の没落も亦、單に十四年の紙幣整理を契機とする通貨の收縮乃至は金融の閉塞なる表面的事實のみならず、これに伴ふ米價低落と一般物價との對比、更には、それ以前に示された地價騰貴に對應する小作料引上の有無、或は米價調節政策の影響等、諸般の事情が考察されねばならぬ。ここではこの問題に深入りせず、諸報告に示された諸原因を紹介し、その不十分さを指摘するに止める。

次に第二表に於ては、愛知縣の改正當初に於ける著しい乖離と、長野縣に見られる地價の頂點が他に比して一年ズレてゐる事實が注意を惹く。これは長野縣にあつては十五年の米價が九圓と該年度平均米價の上位を占めたこと、及び前年度との差が他に比して僅少であつた事實が、その原因の一半をなしてゐると考へられる。山梨縣に示された十四・五年の保合の状態も亦それに類するものであらうか(註七)長野・山梨兩縣よりの報告は此の間の事情に觸れてはゐない。然し長野縣は地價變動の原因として、(一)穀物の需要の増加と(二)地租輕減による生産費の減少とを具體的に述べてゐる。その内容について概説すれば、一般物價の騰貴に反し地租は据置かれた

故に實質的には輕減された結果となり、従つて従前一石を賣り納税に供したものは四斗を以てこれに替ふるを得たとしてゐる。そしてその爲土地は一般産業に比して高率の利潤を齎し、爲に地價の騰貴が行はれたと結論してゐる。今俄に此の事實の全てを承認することは出来ないとしても、他の報告に比すれば確かに核心を衝いたものといひ得やう。それは假令意識的敘述ではないとしても、正しく物納小作料と金納地租の矛盾を指摘し、地主階級の富強化と土地が彼等の手に漸次集積されつゝある事實とを暗示してゐるかに思はれる。又十六年に至り法定地價を下廻るに至つた愛知縣が、十五年以降米價下落にも拘らず年々増加する地方税、協議費——地價の百分の二——を以て其の原因としてゐることは、原始蓄積の問題と併せ考察するとき興味ある事實を提供する。一方静岡、岐阜が地價變動に對し平凡な原因を擧げてゐるのに對し、山梨が小作人の狀況を取り上げてその慘状をやや詳細に述べてゐる。即ち一反歩の收穫は平年作六俵、(一俵は粃七斗)その中小作料として四俵を收奪される彼等は其の生計を僅に甲斐絹の賃織り、其の他の内職により補ふも、十五年以降の物價下落は遂に彼等の生活を脅

かし、南、北都留郡の總戸數二萬四千戸の中一割に當る千四百戸が破産し、明日の生活を思ふて恟々たる人心はやがて「公賣處分モ何ソノ」と明に反政府的態度を示すに至つてゐると述べてゐる。かゝる現象は近代的プロレタリアート造出の一齣とも解すべきであらうか。更に三重縣も亦改正當初においては賣買地價が法定地價を下廻つてゐること第三表補註に示す通りである。そして三重縣からの報告は縣民の生計を略述し、農民のみならず職人達も亦貧困に喘ぐ姿を金融閉塞に歸因するものとなし、高利の借金を返済するの術なく、妻子を棄てて逃亡する者の相繼ぐ狀況を「奇現象」租税徴收の任に當る役人の皆無を以てその證據としてゐる。

第三表の大阪府に關する著しき乖離については曩に觸れた。この表にあつては地價の頂點が十四年にあるものと十五年にあるものとが相半ばしてゐる。また鳥取縣に示された最高、最低の差異の甚しさが目につく。だが地價變動の原因については廣島縣を除いては殆ど紹介する必要がない。それは例へば「租税の影響及人民活計の有様等は逐年追迫せり(島根縣)の如く簡單を極めてゐるからである。廣島縣よりの報告は中・小農の困窮をや、

具體的に記してはゐるがその原因については前述せる諸縣と大差ないものである。唯その間彼等が高利貸資本の犠牲として——年利貳割——遂に最後の生産手段を驚く可き廉價を以て手放す過程、更にはこれに伴ふ購買力の減退が必然的に商業の萎靡を結果せることを説いてゐる。かゝる記述は、地價の變動を離れ、むしろ彼等中小農の衰退過程を示すものとして考察した時一層の重要性を持つであらう。

東北地方は僅に第四表の示す如く三縣のみが報告してゐるに過ぎない。此處では三縣共地價の頂點は十四年であつて、他に比較して變動が著しい。米價變動に最も敏感なる可きこれ等諸縣が、其の原因として單に數行を費してゐるに過ぎず、而も何等具體的に述ぶることなきは甚だ物足りない。然し乍ら變動の狀況より推察するならば、中・小農の没落は他地方に比して一段急速であつたと考へられる。これは同時に土地の集中をも促進したに違ひない。だがこの數字よりしてこれ以上の推斷は危険であらう。

第五表に於ては長崎縣が、最も好況とされる十四年にあつてすら法定地價を上廻らずして終つてゐることが印

象的である。即ち該數字は政府の見込める年六分の利すら遂に實現することが無かつた事實を示してゐる。これ亦地租改正の不徹底さを物語る一證たるものである。報告された諸原因は既述のそれと大同小異であるが、高知縣が前述の愛知縣同様、地方税、協議費の不當を唱へ、地租金納の爲に蒙る農家の不可避的損失を訴へ、更には酒税稊税の影響の輕視す可からざることを鋭く指摘してゐる。

三

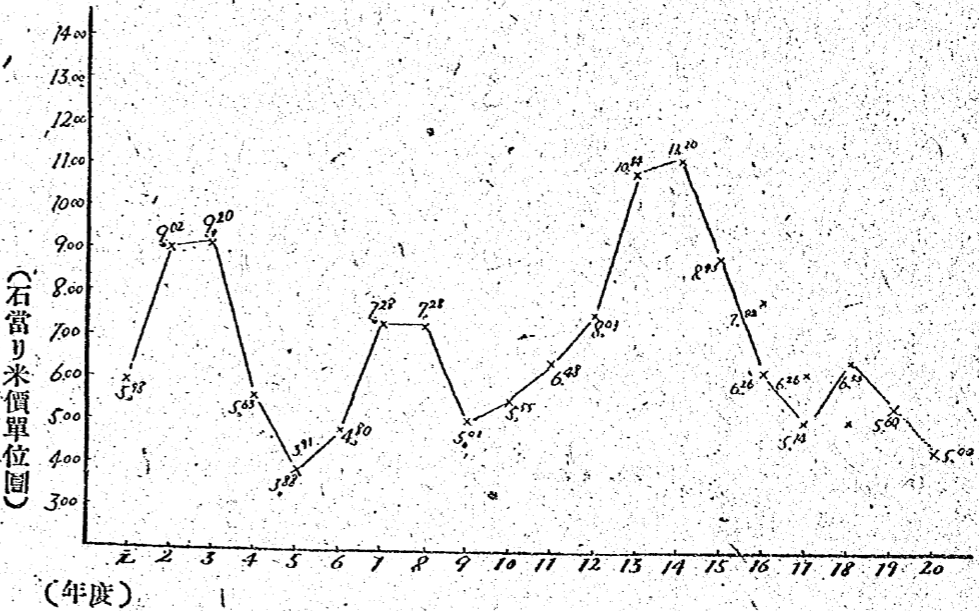
以上簡單に地價變動の狀況を示し、報告された諸原因を紹介した。既に見た如くその共通的なものとして米價の變動が擧げられてゐるのは當然とはいへ、變動の原因或はそれが及ぼせる影響については十分なものは云ひ難い。特にこの事實を通じて小作料に及ぼせる影響は遂に窺ふことが出来なかつた。勿論地價の變動が直ちに小作料の變動として現はれるものでないことは明であるが、同時にこのことは、變動の可能性を與へることも亦疑ひ得ない。従つて各地に示された地價の狀況は、我々にとつてその背後に横はる幾多の事實を探求する一つの手掛りを與へるものとして役立つであらう。かゝる意味

からして各地の説明には深い關心を持つ必要がある。そしてこれ等の理解に當つては、東京經濟雜誌の持つ性格それ自體も當然考慮されねばならない。今この稿を終るに際し、理解の一助として米價の變動を石原保秀氏の「米價の變遷」より作成した表を掲げる。その具體的内容は該書について見て頂くことにする。たゞ念の爲め附言するならば、石原氏の採られた米價は深川正米相場を基準とされたものである。

(註一) 集成四頁参照。
(註二・三・四) 集成、三三八、三三九、三四〇頁参照。
(註五) 検査例第一則(集成・二七六)に従ひ、集成附録の米價表に依り算出。

(註六) 千葉県よりの報告中「明治拾壹年ハ改租ノ業未ダ竣功セズ」云々とあるもその一例
(註七) 何れも石當り米價、集成・附録一五参照。

(昭廿三・五・三夜)



佐波宣平著「交通概論」

増井健一

敗戦後既に三か年を経過した。わが國經濟學界も、各分野ともによりやくその生色を回復しつつあるかに見える。交通論の領域に於ても事情は同じである。此所ではまず、交通論の領域に於て戦後どの様な收穫(資料及び論説)が得られているかを簡単に顧み、進んでその收穫の一として、京都大學教授佐波宣平氏の近著「交通概論」をとり上げて、同書に就いて若干の紹介を試みようと思う。

戦後、交通に関する資料的文献は、およそ次の諸團體によって提供されている。

まず財團法人運輸調査局が「運輸調査月報」及び数々の叢書を發行して、主として鐵道に関する論説と數多くの資料をもたらししている。叢書中には運輸調査第一輯として出された「インフレーションと鐵道」、戦後處理對策參考資料として出された鐵道の經營形態等に関する諸論文が含まれるが、特に「國營鐵道の獨立採算制に関する資料」は、それが現下國鐵にとつての緊要問題であり而も從來詳細な研究の缺けていた部面である。

佐波宣平著「交通概論」

けに最も注目すべきものと云う事が出来る。

運輸省も報告書の形式で屢々資料の公開を行つてはいるが、一九四七年八月印刷の國有鐵道實相報告書「國有鐵道の現狀」及び鐵道敷設七五週年記念として印刷された「圖表の語る鐵道史」の兩小冊子は何れも極めて平易に、各々國有鐵道の現狀及び過去について資料的に説明する。その外定期的印刷物としては總務局の「陸運調査」業務局貨物課の「外國鐵道調査資料」同「貨物情報」同局配車課「貨物輸送情報」等があり何れも多くの研究資料、統計資料を載せている。たゞ惜しむべき事には之等が何れも(運輸省印刷の立場上)非公刊となつてゐる。何等かの方法で之等が容易に一般に入手し得られる様な工夫を運輸省に望みたい。

又遞信省からは郵便、電信、電話の實相報告書として「通信事業の現狀」(一九四八年三月印刷)という小冊子が出されて平易な解説を行つてゐる。

財團法人日本自動車會議所は「調査月報」を發行し自動車に関する最新の諸資料を發表してゐるが最近殆ど印刷中絶の形である。又同所編「日本自動車年鑑」一九四七年版は詳細な資料を豊富に載せてゐるが、その編集や、杜撰なうらみがある。

海運に關しては、財團法人日本海事振興會が月刊雜誌「海運」を復刊して論説、資料を載せ、又船舶運營會の「調査月報」も權